

広島県告示第二百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
下仁賀地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		竹原市		町		仁賀町		大字	
字	地番	川井	三九〇二番一	堂陣	一一六七一番	東芙蓉	一〇四六八番一	下有屋	一二八二番一
標柱番号	標柱一号	標柱二号	標柱三号、四号、五号及び六号	標柱七号	標柱八号				